入 札 説 明 書

調達物品名

① 教職員用コンピュータ等賃貸借（北区・江南区・秋葉区・西区・西蒲区）

② 教職員用コンピュータ等賃貸借（東区・中央区・南区）

平成３０年５月

新潟市教育委員会学務課

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成７年条約第２３号)，地方自治法（昭和２２年法律第６７号)，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。)，地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号)，新潟市契約規則（昭和５９年新潟市規則第２４号。以下「規則」という。)，新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１９年新潟市規則第８８号。以下「特例規則」という。)，本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本市が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１．競争入札に付する事項

(1)　件名及び数量

①教職員用コンピュータ等賃貸借（北区・江南区・秋葉区・西区・西蒲区）一式

②教職員用コンピュータ等賃貸借（東区・中央区・南区）一式

(2)　履行の内容等

別紙仕様書のとおり

(3)　履行場所

①新潟市立松浜小学校　外２６校及び教育委員会

②新潟市立東山の下小学校　外１６校及び教育委員会

詳細は，別紙仕様書のとおり

(4)　契約期間

平成３０年９月１日から平成３５年８月３１日まで（６０ヶ月間）

(5)　入札方法

７ヶ月分の金額（月額×７ヶ月）で入札に付する。なお、落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２．入札に参加する者に必要な資格

(1)　本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に搭載されている者であること。

(2)　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(3)　新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(4)　平成２８年４月１日以降に，本契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績又は種類及び規模を超える契約実績を有すること。

(5)　当該調達に関し，仕様書に記載の要件等を全て満たしていることを証明でき

る者であること。

３．問い合わせ先

郵便番号９５１－８５５０
新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１
新潟市教育委員会学務課
電話：０２５－２２６－３１６５（直通）
ファクス：０２５－２３０－０５００
電子メール：gakumu@city.niigata.lg.jp

４．スケジュール

項目	日程
公告	平成 30 年 5 月 24 日
競争入札参加資格審査申請 （入札参加資格のない者のみ必要）	平成 30 年 5 月 24 日 から 平成 30 年 6 月 11 日 まで
一般競争入札参加申請書受付	平成 30 年 5 月 24 日 から 平成 30 年 6 月 18 日 午後 5 時まで
質疑書受付	平成 30 年 5 月 24 日 から 平成 30 年 6 月 4 日 午後 5 時まで
質疑書への回答	平成 30 年 6 月 11 日まで
一般競争入札参加資格確認結果 通知の発送	平成 30 年 6 月 25 日 まで
入札書郵送受付	平成 30 年 6 月 26 日 から 平成 30 年 7 月 2 日 午後 5 時まで
入札・開札	平成 30 年 7 月 3 日

５．競争入札参加申請等

(1)　様式第１号「一般競争入札参加申請書」，様式第２号「機器等納入書」，様式第３号「納入実績一覧表」及び様式第４号「秘密保持誓約書」を作成し，平成３０年６月１８日（月）午後５時までに上記３の場所に持参または郵送にて提出すること。なお，持参する場合の受付時間は，市役所開庁日の午前８時３０分から午後５時までとする。
(2)　上記(1)の各書類は，入札に参加を希望する件名ごとに作成すること。
(3)　入札者は，提出された書類に関し説明を求められた場合は，随時それに応じなければならない。
(4)　提出書類に基づき審査を行い，入札参加の可否を決定し，一般競争入札参加

資格確認結果通知書を平成３０年６月２５日（月）までに発送する。
(5)　申請書提出後に入札参加を辞退する場合は，書面で届け出ること。

６．入札保証金

新潟市契約規則第１０条第２号により，入札保証金は免除する。

７．入札及び開札

(1)　入札・開札日時及び場所

ア　日時　①　平成３０年７月３日（火）　午前１１時００分
　　　　　②　平成３０年７月３日（火）　午前１１時１５分

イ　場所　新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１
　　　　　新潟市役所　本館２階　入札室

(2)　郵送による入札書等の受領期間及び提出先

ア　書留郵便に限る。

イ　受領期間　平成３０年６月２６日(火)から同年７月２日(月)午後５時まで

ウ　提 出 先　上記３の場所に必着すること。

(3)　入札参加者又はその代理人は，別添の仕様書，契約書(案)及び規則を熟知の上，入札をしなければならない。仕様書について疑義がある場合は，様式第５号「質疑書」を平成３０年５月２４日(木)から同年６月４日(月)午後５時までに上記３へ，電子メール又はファックスにより提出すること。質疑書への回答は，提出者に個別に回答するほか，契約課ホームページに掲載する。

(4)　入札参加者又はその代理人は，本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

(5)　入札室には，入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。

(6)　入札参加者又はその代理人は，入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。

(7)　入札参加者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書（写し可）並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状を提出すること。

(8)　入札参加者又はその代理人は，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することはできない。

(9)　入札参加者又はその代理人は，様式第６号「入札書」及び様式第７号「委任状」を使用すること。

(10)　入札参加者又はその代理人は，次の各号に掲げる事項を記載した様式第６号「入札書」を提出しなければならない。

ア　入札参加者の住所，会社（商店）名，入札者氏名及び押印（外国人にあって

は，署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

イ　代理人が入札する場合は，入札参加者の住所，会社（商店）名，受任者氏名（代理人の氏名）及び押印

ウ　入札金額

６０か月の長期継続契約となるが，入札書には１か月あたりの単価及び金額欄には平成３０年度分として７／６０月分の金額を記載すること。

エ　履行場所

オ　品名及び数量

カ　品質・規格

詳細に記載すること。ただし,「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

(11) 入札書等及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本国通貨による表示とすること。

(12) 入札書等は封書に入れ，かつ，その封皮に入札の日付，品名，入札参加者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）を記載し，入札公告に示した日時に入札すること。なお，郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については，二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きする。上記で示した入札書等ほか，一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信，電報，電話その他の方法による入札は認めない。

(13) 入札書等及び委任状は，ペン又はボールペン（鉛筆は不可）を使用すること。

(14) 入札参加者又はその代理人は，入札書等の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておくこと。

(15) 入札参加者又はその代理人は，その提出した入札書等の引換え，変更，取消しをすることができない。

(16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき，又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは，入札を中止し，又は入札期日を延期することがある。

(17) 談合情報等により，公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは，抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

(18) 開札は，入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において，入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(19) 開札した場合においては，入札参加者又はその代理人の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，７(１)の入札・開札日時以降に再度の入札を行う。再入札書の提出方法については，別途指示する。また，下記８の各号に該当する無効入札をした者は，再入札に加わることができない。

(20) 再入札は１回とし，落札者のない場合は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規定により，再入札において有効な入札を行った者のうち，最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

８．入札の無効

次の各号に該当する入札は，これを無効とする。

(1)　入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

(2)　入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

(3)　入札者が２以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

(4)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する不正の行為によった入札

(5)　公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札

(6)　再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札

(7)　入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札

(8)　その他入札に関する条件に違反した入札

(9)　入札書記載の金額を加除訂正した入札

(10)　上記(4)，(5)に該当する入札は，その入札の全部を無効とすることがある。

９．落札者の決定

(1)　有効な入札書等を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2)　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札を決定する。

(3)　落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を，当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

１０．契約の停止等

本調達物品の契約に関し，政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは，契約を停止し，又は解除することがある。

１１．契約保証金

新潟市契約規則第３３条および物品契約等に係る履行保証事務取扱い要領の２により，契約金額を１年間当たりの額に換算した金額の１００分の１０以上の金額とし，現金若しくは銀行が振り出し，若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若し

くは地方債をもって充てる。ただし，同規則第３４条の各号のいずれかに該当する場合は，契約保証金を免除する。

１２．契約書の作成

(1)　契約書を作成する場合においては，落札者は，交付された契約書に記名押印し，落札決定の日から１０日以内の間に当該契約を締結すること。ただし，特別の事情があると認めるときは，契約の締結を延長することができる。

(2)　契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 落札者は，落札金額に対応する校種ごとの内訳書を作成し，速やかに本市に提出すること。

１３．支払いの条件

本調達の代金は，当市の検査に合格した後，適正な請求書に基づいて支払う。

１４．契約条項

別添「契約書（案)」による。

１５．競争入札参加資格審査申請

本調達の公告時に，新潟市の競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されていない者で本調達の入札に参加を希望する者は，政府調達（ＷＴＯ）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書を平成３０年6月１１日(月)までに下記へ提出すること。申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか，新潟市財務部契約課で交付する。

なお，この場合は，「政府調達（ＷＴＯ）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」を入手のうえ，その写しを「５．競争入札参加申請等」の提出書類に含めること。

郵便番号９５１－８５５０
新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１
新潟市財務部契約課物品契約係
電話：０２５－２２６－２２１３（直通）
http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top

１６．その他

(1) 入札書の提出期限は，公告文に指定した入札書提出期限とし，提出期限以後に到着した入札書は，いかなる理由があっても無効とする。

(2)入札書の到着確認，入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

様式第１号

一般競争入札参加申請書

平成　　年　　月　　日

（あて先）新潟市長

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので，入札説明書に記載の必要書類を添えて申請します。

記

<table>
<tr><th colspan="2">項　　目</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td colspan="2">競争入札参加資格者
名簿への登録</td><td>□ 済　業者コード：＿＿＿＿＿＿＿＿
□ 申請中 ※</td></tr>
<tr><td colspan="2">件　　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">添　付　書　類</td><td>機器等納入書（様式第２号）
納入実績一覧表（様式第３号）
秘密保持誓約書（様式第４号）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">連絡先</td><td>部署名</td><td></td></tr>
<tr><td>担当者</td><td></td></tr>
<tr><td>電　話</td><td></td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td>E-mail</td><td></td></tr>
</table>

※「競争入札参加資格者名簿への登録」が「申請中」の場合は，「政府調達（WTO）に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを添付すること。

様式第2号

機　器　等　納　入　書

件名：

会 社 名
所 在 地
代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

項	品名	型番	ﾒｰｶｰ名	数量	仕様書に記載の規格・品質	弊社(者)の応札機種の規格・品質	参考事項

様式第2号

（記載例）

機　器　等　納　入　書

件名：教職員用コンピュータ等賃貸借（○区・○区）

記入上の注意
1. 提示した仕様書に基づき，貴社(者)が決定した機器等の構成を記入し，提出すること。
2. 「左同」とはせず，応札機種の規格・品質を具体的に記入すること。
3. パーソナルコンピュータでオプション品を付ける場合は，追加したオプションを明記すること。
4. 応札機種の数値については，「○○GHz以上」とせず，「○○GHz」いうようにと実数を記入すること。
5. 各機器等のカタログ・パンフレット等の資料（以下「資料」という）を添付し，仕様書に記載された条件に合致する部分を**ピンク色の蛍光ペンでマーク**し，資料には該当ページに付せんをつけること。
仕様書に記載の規格・品質を満たしていることを証明する**メーカーの証明書を添付すること。**
6. 資料がないものまたは，資料に必要な条件の記載がないものは，メーカーの証明書を添付すること。

会 社 名　△△株式会社
所 在 地　○○県○○市○○区○○町○○丁目○○番○○号
代表者名　代表取締役　○○　○○　　　　　　　　印

項	品名	型番	ﾒｰｶｰ名	数量	仕様書に記載の規格・品質	弊社(者)の応札機種の規格・品質	参考事項
1	ﾊｰﾄﾞｳｪｱ						
a	ﾊﾟｰｿﾅﾙｺﾝﾋﾟｭｰﾀ	AB-1234	ABC	1	①筐体の外形寸法は、100(W)×390(D) ×345 (H) mm以下であること。	①外形寸法は100(w)×390 (D)×340 (H)。	本体ｶﾀﾛｸﾞ3ﾍﾟｰｼﾞ参照
					②CPUはPentiumﾃﾞｭｱﾙｺｱ(2.6GHｚ)以上であること。	②CPUはPentiumﾃﾞｭｱﾙｺｱ(2.6GHｚ)。	本体ｶﾀﾛｸﾞ6ﾍﾟｰｼﾞ参照
					③ﾒｲﾝﾒﾓﾘは2GB以上実装すること。	③2GB。	本体ｶﾀﾛｸﾞ6ﾍﾟｰｼﾞ参照
					④ﾋﾞﾃﾞｵﾒﾓﾘは250MB以上(ﾒｲﾝﾒﾓﾘ共用可) 使用可能なこと。	④250MB(ﾒｲﾝﾒﾓﾘ共用) 。	本体ｶﾀﾛｸﾞ11ﾍﾟｰｼﾞ参照
					⑤ﾊｰﾄﾞﾃﾞｨｽｸは250GB以上(1ﾄﾞﾗｲﾌﾞで実現すること)でﾃﾞｨｽｸ回転数は7200rpm以上であること。	⑤ﾊｰﾄﾞﾃﾞｨｽｸは250GB、ﾃﾞｨｽｸ回転数は7200rpm。	本体ｶﾀﾛｸﾞ6ﾍﾟｰｼﾞ参照
					⑥3.5ｲﾝﾁﾌﾛｯﾋﾟｨﾄﾞﾗｲﾌﾞ (3ﾓｰﾄﾞ対応) を本体に付属していること。	⑥本体に付属 (3ﾓｰﾄﾞ対応) 。	本体ｶﾀﾛｸﾞ11ﾍﾟｰｼﾞ参照
	ｽｰﾊﾟｰﾏﾙﾁﾄﾞﾗｲﾌﾞ	DVD-16		1	⑦ｽｰﾊﾟｰﾏﾙﾁﾄﾞﾗｲﾌﾞ(CD-R/RW、DVD-R/RW、DVD＋RW/R、DVD-RAM) を内蔵していること。	⑦ｽｰﾊﾟｰﾏﾙﾁﾄﾞﾗｲﾌﾞ(CD-R/RW、DVD-R/RW、DVD＋RW/R、DVD-RAM) 内蔵。	本体ｶﾀﾛｸﾞ6ﾍﾟｰｼﾞ参照
					⑧PCIｽﾛｯﾄ(LowProfile又はﾊｰﾌ)を2つ以上備えていること。	⑧PCI空きｽﾛｯﾄ(LowProfile)2つ	本体ｶﾀﾛｸﾞ11ﾍﾟｰｼﾞ参照
					⑨1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T対応ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽを搭載していること。尚、Wake On Lan対応であること。	⑨1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T対応ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ搭載。Wake On Lan対応	本体ｶﾀﾛｸﾞ11ﾍﾟｰｼﾞ参照
					⑪3年間無償部品保証であること。	⑪3年間無償部品保証	本体ｶﾀﾛｸﾞ6ﾍﾟｰｼﾞ参照
	ｷｰﾎﾞｰﾄﾞ	KEY-01	DEF	1	⑫ﾃﾝｷｰ付きｷｰﾎﾞｰﾄﾞ及びﾏｳｽを付属または別途調達すること。ただし、ｷｰﾎﾞｰﾄﾞとﾏｳｽは本体ﾒｰｶｰ又はｷｰﾎﾞｰﾄﾞﾒｰｶｰ、ﾏｳｽﾒｰｶｰが動作保証するものであること。	⑫ﾃﾝｷｰ付きﾎﾞｰﾄﾞ及びﾏｳｽを装備	ｶﾀﾛｸﾞ6ﾍﾟｰｼﾞ参照 メーカー保証書参照
	ﾏｳｽ	MOU-02	GHI	1			ｶﾀﾛｸﾞ20ﾍﾟｰｼﾞ参照 メーカー保証書参照

上記は記入例のため，実際の仕様書とは異なります。

様式第3号

納　入　実　績　一　覧　表

件名：

会 社 名
所 在 地
代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

No.	契約先	契約物件名	契約額	契約日	契約期間	校数及び台数
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

様式第3号

（記載例）

納　入　実　績　一　覧　表

件名：

会 社 名
所 在 地
代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

No.	契約先	契約物件名	契約額	契約日	契約期間	校数及び台数
1	○○○市	○○○用コンピュータ賃貸借一式	000,000,000円	Ｈ○年○月○日	Ｈ○年○月○日から Ｈ○年○月○日まで	○○校　○○○台導入
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

様式第４号

秘密保持誓約書

（以下「乙」という。） は,「教職員用コンピュータ等賃貸借（○○区・○○区)」（以下「本業務」という。）の秘密保持に関し，新潟市（以下「甲」という。）に対し次のとおり誓約します。

（目的）

第１条　本秘密保持誓約は，甲が本業務において開示した情報の秘密保持について，乙が誓約するものです。

（秘密情報）

第２条　本誓約において，秘密情報とは，本誓約書提出日以降に甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本業務の仕様書付属資料等の情報で，公には入手できない情報とします。

（適用除外）

第３条　前条にかかわらず，本誓約に関して次の各号に該当する情報は，秘密の表示又は明示の有無を問わず，本誓約書にいう秘密情報に当たらないものとします。

（１）乙が甲から開示された時点で既に合法的に知得していたか，又は公知の情報

（２）乙が甲から開示を受けた後，乙の責によらず公知となった情報

（３）乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

（４）甲より開示又は提供を受けた時点で乙が既に知っていた情報

（５）裁判所又は行政機関からの命令，若しくは，法令に基づき提出を求められた情報

（秘密保持）

第４条　乙は，甲から開示された秘密情報を甲の事前の書面による許可がない限り，秘密情報を第三者に対して開示または漏洩しません。

（目的外使用の禁止）

第５条　乙は，秘密情報を本業務のために必要な限りにおいて利用できるものとし，事前に甲の書面による許可を得ない限りは，本業務以外の目的には，一切使用又は利用しません。

（損害賠償）

第６条　乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩したり，外部に持ち出したりしたことで甲が損害を被った場合には，甲は乙に対して損害賠償を請求し，かつ，甲が適当と考える必要な措置を採っても構いません。

（情報の返還）

第７条　乙は, 甲から開示・提供を受けた秘密情報（甲の事前の承認を得て作成した複製物を含む）は，本業務終了後，直ちに甲に返却又は引き渡します。

ただし，甲から別に廃棄等の指示を受けたときは，その指示に従います。

（協議事項）

第８条　乙は, 本誓約に定めの無い事項に関しては, 別途甲と協議のうえ円満に解決を図ります。

誓約日　平成　　年　　月　　日

（乙）所在地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

様式第５号

質　　　　疑　　　　書

平成　　　年　　　月　　　日

所在地
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印
（担当者　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
（電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　）
（ＦＡＸ番号　　　　　　　　　　　　　　　　）

件名：

質　　疑　　事　　項

注１　この質疑書は，仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。

注２　提出期間を過ぎた場合は受理しません。

様式第6号

入札用（物品･委託）

入札（見積）書

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　様

住　所

氏　名

受任者　　　　　　　　　　　　　　　印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ 入札（見積）いたします。

金　　額				百			千				円
履行場所											

品　名	品質 ・規格	数　量	単　価	金　額

（注）入札（見積）額は，消費税及び地方消費税を含まないものとする。

【記載例】

様式第6号

入札用（物品・委託）

入札（見積）書

平 成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

新 潟 市 長 様

●代表者本人が入札する場合は記入しない。
●委任する場合は，受任者名を記入し，委任状と同じ印を押印してください。

住 所　○○県○○市○○区○○町
○丁目○○番○○号

氏 名　△△株式会社
代表取締役 ○○ ○○　印

受任者　○○ ○○　印

契約初年度分（7ケ月）の金額を記載してください。
注意!! 期間額（60ケ月）ではありません。

入札（見積）条件を承認のうえ 入札（見積）いたし

金　額	百　千　円			
履 行 場 所	○○○○学校外○校			
品　名	品質 ・規格	数　量	単　価	金　額
教職員用 コンピュータ等賃貸借 （○区・○区）	仕様書のとおり	7ケ月	○○，○○○ 月額を記載してください。	○○○，○○○ 7ケ月分の金額を記載してください。

同額

（注）入札（見積）額は，消費税及び地方消費税を含まないものとする。

様式第7号

委　　　任　　　状

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

受 任 者　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

記

件　名

教職員用コンピュータ等賃貸借仕様書

【規格・品質】

契約期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日(60か月)

①教職員用コンピュータ等賃貸借一式（北区・江南区・秋葉区・西区・西蒲区）

②教職員用コンピュータ等賃貸借一式（東区・中央区・南区）

平成30年5月

新潟市教育委員会学務課

教職員用コンピュータ等賃貸借仕様書

1　件　　名　　教職員用コンピュータ等賃貸借

2　用　　途　　市立学校の教職員が校務用に使用する。

3　規格・数量　「教職員用コンピュータの規格・品質等に関する仕様書」及び「教職員用コンピュータの数量等に関する仕様書」のとおりとする。

4　納入場所　　「教職員用コンピュータの数量等に関する仕様書」のとおりとする。

5　賃貸借期間　平成30年9月1日～平成35年8月31日（60か月）

6　納入期限　　平成30年8月31日 午後3時

7　納入条件

⑴　納入する機器及びソフトウエアが，正常に動作することを確認すること。

⑵　機器納入・ソフトウエアインストール・ネットワークについて以下の設定を行うこと。

①　コンピュータ（ハードディスク・メニュー等）の設定方法

ア　コンピュータの設定に関する情報等は，契約後に配布する。

イ　納入するコンピュータのハードディスクパーテーションの統一を図ること。

ウ　コンピュータの内蔵ハードディスクは1つのパーテーションにすること。

エ　デスクトップメニューの統一を図ること。

オ　納入するコンピュータは，識別のためにユーザーを設定し，ユーザー名とパスワードを設定すること。なお，ユーザー名及びパスワードは教育委員会の指示に従うこと。

カ　インターネットの閲覧ができるように設定すること。（Internet Explorer及びMozilla Firefox）

キ　設置場所は，教育委員会ならびに各学校の指示に従うこと。

ク　既存の教職員用コンピュータに電子メールの送受信ができるよう設定してある場合は，納入するコンピュータに設定を引き継ぐこと。また，送受信メール，アドレス帳等の情報を移行すること。
　移行対象は，教育委員会専用メールアカウントを1校あたり最大3台，その他のアドレスは1アカウント1台とする。

ケ　既存のスロットパーツ，セキュリティワイヤー，南京錠を用いて盗難防止対策を施すこと。

コ　学校に設置済みのサーバ，コンピュータ内等に保存してある共有フォルダへアクセスし，データのやり取りができるように設定すること。なお，ワークグループ名は各学校で現在設定されているものを使用すること。

サ　職員室，校長室，事務室等に設置済みのネットワークプリンタ，学校が指定するプリンタ，複合機等から印刷ができるよう設定すること。（機器の構成は学校によって異なる。概ね2～4台程度）

シ　Windows Updateは自動更新設定とし，「更新プログラムをいつインストールするかを選択する」の項目を「半期チャネル」(CBB)とすること。機能更新プログラムの延期可能な日数は「120日」とすること。

ス　ユーザーアカウント制御設定は無効とすること。

セ　マウス接続時，タッチパッドが無効となるよう設定すること。

②　ウィルス対策ソフト

ア　納入するコンピュータにトレンドマイクロ社製ウィルス対策ソフト「TRSL Trend Micro Client/Server Suite Premium」をインストールすること。

イ　ウィルス対策ソフトをインストール後，パターンファイルを最新にすること。

ウ　パターンファイルの配信については，コンピュータ教室に設置済みの教育用サーバから教職員用コンピュータへ配信する設定とすること。

親サーバを設定せずにパターンファイルの更新を行っている学校は，インターネットから配信する設定とすること。

③　その他ソフトウエアインストール

ア　OS（Microsoft Windows 10 Pro 64ビット）には最新の修正プログラムを適用すること。

イ　OS付属のソフトウエアには導入時点で公開されている最新のアップデートを適用すること。

ウ　「教職員用コンピュータの規格・品質等に関する仕様書」で指定するソフトウエアをインストールすること。なお，ソフトウエアには最新のアップデートを適用すること。

エ　各学校で情報セキュリティソフトが正常に動作するように設定すること。

今回の更新対象とならない教職員用コンピュータがある場合，学校に設置してあるすべての教職員用コンピュータがスカイシー用NASの管理下で動作するよう設定すること。設定については，教育委員会の指示に従うこと。

対象は「教職員用コンピュータ台数一覧」のとおり。また，教職員の増減等により対象台数が変更となった場合は対応すること。

オ　画像編集ソフト（学校フリーライセンス）を導入する学校で，今回の更新対象とならない教職員用コンピュータがある場合，更新対象とならない教職員用コンピュータにも画像編集ソフトをインストールすること。その際，旧バージョンの画像編集ソフトはアンインストールすること。

各学校の台数は「教職員用コンピュータ台数一覧」のとおり。

④　システムクライアント移行

ア　万代高等学校生徒情報管理システムのクライアント移行を行うこと。

クライアント移行方法については，必要に応じて教育委員会並びに学校，及び生徒情報管理システムの保守会社の指示に従うこと。

イ　クライアント移行設定後，システムが正常に作動するか確認すること。

⑤　その他

ア　上記以外の納入機器の設定，ソフトウエアインストール，ネットワーク設定，フリーソフト等についても教育委員会の指示に従うこと。また，インターネット，各周辺機器，ソフトウエア等が納入後すぐに使用できる状態にすること。

イ　下記の項目については，教育委員会納入分のコンピュータには設定不要である。

7 ⑵ ①カ～サ，②ウ，③エ

⑶　機器及びネットワーク等設定作業

①　職員室，校長室，事務室内では，コンピュータ・HUB等を有線LANで接続し動作確認すること。接続作業の際，床及び壁面において，露出する部分をモール等で保護すること。

②　スイッチングハブ及びLANケーブル，OAタップは，現在学校に設置してあるものを使用すること。

③　入替対象の既存機器が存在する状態で納入・設定作業を行うものとする。

④　IPアドレスは，DHCP設定とすること。設置する学校が固定IPアドレスを使用している場合は教育委員会の指示に従うこと。必要がある場合は，ルータ・サーバ等の設定を行うこと。

⑤　機器の設定一覧を作成し，電子データ（Excel形式）で教育委員会に提出すること。

⑥　納品・設置が終了した機器等の写真撮影を行い，納入先別に編集を行って，電子データ（PDF形式）で教育委員会に提出すること。

上記⑤の設定一覧とともにCD-R（W）（1枚）で提出すること。

⑷　賃貸借期間中の保守

①　賃貸借期間中の保守等については，本契約に含めないものとする。

②　納入した機器及びソフトウエア等の使用方法，ネットワーク不具合等の相談に応じ対応すること。ただし，対応期間は賃貸借期間開始日から3か月を目途とする。

③　納入した機器の障害，設定内容の不備等に関しては，契約期間満了まで対応すること。

④　上記の対応にあたっては，48時間以内（土日・休日を除く）に現地又は電話，FAXや電子メール等で対応すること。

⑸　各学校への納入作業日については学校の授業や行事等に支障のないように，教育委員会並びに各学校の指示に従い，1校あたりの作業を連続する5日以内（土・日・祝祭日を除く）で行うこと。

なお，納入にあたっては，作業日程及び作業従事者名簿を速やかに教育委員会へ提出し，作業従事者は必ず「会社名」「氏名」等を明記したものを首に掛けるなどし，作業を行うこと。

⑹　納入する機器は，応札する時点で製品化されており，未使用で最新機器であること。またソフトウエアについても，応札する時点で未使用で最新バージョンであること。

ただし，納入時に契約物品の後継モデル若しくはバージョンが発売されている場合で，本契約額に変更が生じない場合は，契約者と教育委員会との協議により，当該後継モデル若しくはバージョンへの物品変更が可能であるものとする。

⑺　「教職員用コンピュータの規格・品質等に関する仕様書」及び「教職員用コンピュータの数量等に関する仕様書」に記載のソフトウエアについてはライセンス購入とする。

インストールメディア及びマニュアルの納入については，「教職員用コンピュータの数量等に関する仕様書」に従うこと。

ライセンス証書は教育委員会に納品し，各学校には写しを納品すること。ライセンス証書の写しは納品先の学校ごとにクリヤーブックに整理し，背表紙に導入年度及び件名を表示すること。

⑻　納入するコンピュータのバックアップイメージを「Symantec Ghost Solution」を使用して作成し，データディスクと起動ディスクを１組として教育委員会に納入すること。数量は「教職員用コンピュータの数量等に関する仕様書」に従うこと。あわせて，納入する台数分のライセンス証書も教育委員会に納入すること。

バックアップディスクの内容は教育委員会が指示する。

⑼　納入する機器等の保証書を整理保管し，教育委員会から依頼があれば速やかに提供すること。

⑽　機器撤去について

①　契約期間満了後，賃貸借機器を撤去すること。賃貸借機器の撤去は現状からの撤去とする。

②　撤去日程については，教育委員会の指示に従うこと。なお，撤去は同じ学校・園に対し，複数回行う場合がある。

③　納入した機器は，納入場所とは別の学校・園に移動する場合がある。その場合は移動先から撤去を行う。

④　ハードディスク等の記録媒体は，ソフトウエアによる消去又は物理的な破砕処理により，データの復元を不可能とすること。また，復元が不可能なことを証明する書類を提出すること。

⑾　本契約には以下の経費を含むものとする。

①　搬出入（運送）費

②　機器設置費

③　梱包材回収処分費

④　ソフトウエアインストール作業，ネットワーク設定作業及び設定情報一覧の作成

⑤　機器納入，インストール完了後の現場写真撮影

⑥　設置年月日等を示すシール(5×3センチ程度)を作成し，貼付する経費。（表示内容等は後日指示する）
シールは，減耗・剥離防止及び耐熱性等を考慮し，コンピュータ，インストールメディア及びマニュアルに貼付すること。

⑦　契約期間満了後に撤去する経費（機器取外作業費，ハードディスク内データ消去費，証明書費用，運送費等）

⑧　動産保険に関する費用。ただし，ソフトウエアについては不要。（過失，盗難，火災，台風，風水害，雷害を起因とするものの補償に関しては，最低限含んでいること）

8　本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項については，その都度協議して定めるものとする。

教職員用コンピュータの規格・品質等に関する仕様書

1　パソコン及び周辺機器

＜ハードウエア＞

a　ノート型パーソナルコンピュータ

①　筐体はノート型であり，OSはMicrosoft Windows 10 Pro Update 64ビットとする。
②　CPUはCore i3 クロック周波数2.20GHz　またはそれと同等以上の性能を有すること。
③　画面サイズは15.6型ワイド以上で，解像度はHD以上対応であること。
④　メインメモリは4GB以上を実装すること。
⑤　ハードディスクは内蔵型で，500GB以上であること。
⑥　DVDスーパーマルチドライブを内蔵すること。
⑦　内蔵型1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T対応インターフェースを搭載していること。
⑧　USBポートは，USB3.0またはUSB3.1に対応したポートを4ポート以上装備すること。
⑨　RGB出力端子を本体に1つ以上搭載すること。
⑩　HDMI出力端子を本体に1つ以上搭載すること。
⑪　無線LAN機能を内蔵していないこと。
⑫　ステレオスピーカーを内蔵していること。
⑬　バッテリ駆動時間は約1.8時間以上のものを内蔵すること。
⑭　USB接続のホイール付き光学マウス（1年間無償保証付）を付属すること。
⑮　3年間無償部品保証し，かつ，メーカーの1年間翌営業日訪問修理を行うこと。
⑯　セキュリティーロックケーブルが本体に接続できること。
⑰　専用電源アダプターを付属すること。
⑱　修理用の部品パーツを5年間供給可能な製品であること。
⑲　以下の環境性能を満たす製品であること。

・グリーン購入法の基準に適合していること。
・PCグリーンラベルの基準に適合していること。
・国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること。
・省エネ法（目標年度2011年度）の基準を達成していること。
・J-Mossグリーンマークに適合していること。
・RoHS指令に対応していること。
・VOC(揮発性有機化合物)ガイドラインの基準を満たしていること。

2　ソフトウエア

＜ソフトウエア（購入が必要なもの）＞

a　ビジネス統合ソフトウエア

①　マイクロソフト社製 Office Standard 2016 アカデミック版

b　画像編集ソフトウエア

①　市川ソフトラボラトリー社製 デイジーピックス ライセンス
②　市川ソフトラボラトリー社製 デイジーピックス 学校フリーライセンス
③　市川ソフトラボラトリー社製 デイジーピックス インストールメディア・ソフトウエアマニュアル

c　情報セキュリティソフトウエア

①　Sky社製 スカイシー クライアントビュー ガバメントライセンス スタンダードエディション
②　Sky社製 スカイシー クライアントビュー ガバメントライセンス スタンダードエディション ディスクキット，マニュアル

d　バックアップイメージ

①　Symantec Ghost Solution Suite　ライセンス
②　バックアップイメージ　メディア

e　スクリーンリーダー

①　株式会社高知システム開発製　PC-Talker10

＜ソフトウエア（購入が不要なもの）＞

f　教育用ソフトウエア

①　ジャストシステム社製 ジャストスマイル/ジャストジャンプ（学校にインストール済みのもの）
②　上記の職員室パックまたはジャストオフィスセット（学校にインストール済みのもの）
③　電子情報ボード活用ソフトウエア（学校に設置済みのもの）

g　校務支援ソフトウエア

①　ジャストシステム社製 ジャストスクール6 Premium 職員室パック（学校にインストール済みのもの）

h　動画閲覧ソフトウエア

① Adobe Flash Player
② Adobe Shockwave Player
③ Microsoft silverlight
ｉ　電子文書コミュニケーションソフトウエア
① Adobe Acrobat Reader DC
② 富士ゼロックス　DocuWorks Viewer Light
ｊ　ユーティリティ・その他
① CD-R/RW/DVD用 読込み・再生・書込みソフトウエア
② ファイル圧縮・解凍ソフトウエア（フリーソフト）
③ ファイルユーティリティソフトウエア（フリーソフト）
④ トレンドマイクロ社製 ウィルス対策ソフトウエア（学校にインストール済みのもの）
⑤ プリンタドライバー（学校に設置済みのもの）
⑥ JAVA
⑦ Mozilla Firefox

３　システムクライアント移行
＜万代高等学校生徒情報管理システム＞
ａ　万代高等学校生徒情報管理システムのクライアント移行を行い，システムが正常に作動するか確認すること。

①教職員用コンピュータの数量等に関する仕様書
小学校　16校及び教育委員会

１．品目・数量，学校名

学校名 / 品目	松浜	葛塚	葛塚東	木崎	大淵	両川	早通	亀田東	新津第三	新通	赤塚	五十嵐	西内野	大野	黒埼南
1　パソコン及び周辺機器															
＜ハードウエア＞															
a　ノート型パーソナルコンピュータ	29	29	37	22	2	11	1	2	35	1	2	2	2	1	13
＜ソフトウエア＞															
a　オペレーティングシステム	29	29	37	22	2	11	1	2	35	1	2	2	2	1	13
2　ソフトウエア															
＜ソフトウエア（購入が必要なもの）＞															
a　ビジネス統合ソフト（ライセンス）	29	29	37	22	2	11	1	2	35	1	2	2	2	1	13
b①　画像編集ソフト（ライセンス）	29	29	37	22	2	11	1	2	35	1	2	2	2	1	13
b②　画像編集ソフト（学校フリーライセンス）															
b③　画像編集ソフト（ディスクキット・マニュアル）	各1	各1	各1	各1	各1	各1	各1	各1	各1	各1	各1	各1	各1	各1	各1
c①　情報セキュリティソフト（ライセンス）	29	29	37	22	2	11	1	2	35	1	2	2	2	1	13
c②　情報セキュリティソフト（ディスクキット・マニュアル）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
d①　Symantec Ghost Solution ライセンス	29	29	37	22	2	11	1	2	35	1	2	2	2	1	13
d②　バックアップイメージ　メディア															
e　スクリーンリーダー			1												
＜ソフトウエア（購入が不要なもの）＞															
f①　教育用ソフトウエア（ジャストスマイル/ジャンプ）	29	29	37	22	2	11	1	2	35	1	2	2	2	1	13
f②　教育用ソフトウエア（職員室ﾊﾟｯｸまたはｼﾞｬｽﾄｵﾌｨｽｾｯﾄ）	29	29	37	22	2	11	1	2	35	1	2	2	2	1	13
f③　教育用ソフトウエア（電子情報ボード用ソフト）	29	29	37	22	2	11	1	2	35	1	2	2	2	1	13
g　校務支援ソフトウエア（ジャストスクール職員室パック）															
h　動画閲覧ソフトウエア	29	29	37	22	2	11	1	2	35	1	2	2	2	1	13
i　電子文書コミュニケーションソフトウエア	29	29	37	22	2	11	1	2	35	1	2	2	2	1	13
j　ユーティリティ・その他	29	29	37	22	2	11	1	2	35	1	2	2	2	1	13
3　システムクライアント移行															
＜生徒情報管理システム＞															
a　システムクライアント移行及び動作確認															

①教職員用コンピュータの数量等に関する仕様書
小学校　16校及び教育委員会

１．品目・数量，学校名

学校名 / 品目	立仏	教育委員会	合計
1　パソコン及び周辺機器			
＜ハードウエア＞			
a　ノート型パーソナルコンピュータ	1	10	200
＜ソフトウエア＞			
a　オペレーティングシステム	1	10	200
2　ソフトウエア			
＜ソフトウエア（購入が必要なもの）＞			
a　ビジネス統合ソフト（ライセンス）	1	10	200
b①　画像編集ソフト（ライセンス）	1	10	200
b②　画像編集ソフト（学校フリーライセンス）			
b③　画像編集ソフト（ディスクキット・マニュアル）	各1	各1	17
c①　情報セキュリティソフト（ライセンス）	1	10	200
c②　情報セキュリティソフト（ディスクキット・マニュアル）	1	1	17
d①　Symantec Ghost Solution ライセンス	1	10	200
d②　バックアップイメージ　メディア		4	4
e　スクリーンリーダー			1
＜ソフトウエア（購入が不要なもの）＞			
f①　教育用ソフトウエア（ジャストスマイル/ジャンプ）	1		190
f②　教育用ソフトウエア（職員室ﾊﾟｯｸまたはｼﾞｬｽﾄｵﾌｨｽｾｯﾄ）	1		190
f③　教育用ソフトウエア（電子情報ボード用ソフト）	1		190
g　校務支援ソフトウエア（ジャストスクール職員室パック）			
h　動画閲覧ソフトウエア	1	10	200
i　電子文書コミュニケーションソフトウエア	1	10	200
j　ユーティリティ・その他	1	10	200
3　システムクライアント移行			
＜生徒情報管理システム＞			
a　システムクライアント移行及び動作確認			

①教職員用コンピュータの数量等に関する仕様書
中学校　9校

１．品目・数量，学校名

品目＼学校名	南浜	葛塚	木崎	大江山	曽野木	横越	小合	赤塚	希望が丘	合計
1　パソコン及び周辺機器										
＜ハードウエア＞										
a　ノート型パーソナルコンピュータ	13	27	17	17	1	22	2	15	1	115
＜ソフトウエア＞										
a　オペレーティングシステム	13	27	17	17	1	22	2	15	1	115
2　ソフトウエア										
＜ソフトウエア（購入が必要なもの）＞										
a　ビジネス統合ソフト（ライセンス）	13	27	17	17	1	22	2	15	1	115
b①　画像編集ソフト（ライセンス）	13	27	17	17	1	22	2	15	1	115
b②　画像編集ソフト（学校フリーライセンス）										
b③　画像編集ソフト（ディスクキット・マニュアル）	各1	各1	各1	各1	各1	各1	各1	各1	各1	9
c①　情報セキュリティソフト（ライセンス）	13	27	17	17	1	22	2	15	1	115
c②　情報セキュリティソフト（ディスクキット・マニュアル）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
d①　Symantec Ghost Solution ライセンス	13	27	17	17	1	22	2	15	1	115
d②　バックアップイメージ　メディア										
e　スクリーンリーダー										
＜ソフトウエア（購入が不要なもの）＞										
f①　教育用ソフトウエア（ジャストスマイル/ジャンプ）	13	27	17	17	1	22	2	15	1	115
f②　教育用ソフトウエア（職員室ﾊﾟｯｸまたはｼﾞｬｽﾄｵﾌｨｽｾｯﾄ）	13	27	17	17	1	22	2	15	1	115
f③　教育用ソフトウエア（電子情報ボード用ソフト）	13	27	17	17	1	22	2	15	1	115
g　校務支援ソフトウエア（ジャストスクール職員室パック）										
h　動画閲覧ソフトウエア	13	27	17	17	1	22	2	15	1	115
i　電子文書コミュニケーションソフトウエア	13	27	17	17	1	22	2	15	1	115
j　ユーティリティ・その他	13	27	17	17	1	22	2	15	1	115
3　システムクライアント移行										
＜生徒情報管理システム＞										
a　システムクライアント移行及び動作確認										

①教職員用コンピュータの数量等に関する仕様書
幼稚園1園

１．品目・数量，学校名

学校名 / 品目	市之瀬幼稚園	合計
1　パソコン及び周辺機器		
＜ハードウエア＞		
a　ノート型パーソナルコンピュータ	1	1
＜ソフトウエア＞		
a　オペレーティングシステム	1	1
2　ソフトウエア		
＜ソフトウエア（購入が必要なもの）＞		
a　ビジネス統合ソフト（ライセンス）	1	1
b①　画像編集ソフト（ライセンス）	1	1
b②　画像編集ソフト（学校フリーライセンス）		
b③　画像編集ソフト（ディスクキット・マニュアル）	各1	1
c①　情報セキュリティソフト（ライセンス）	1	1
c②　情報セキュリティソフト（ディスクキット・マニュアル）	1	1
d①　Symantec Ghost Solution ライセンス	1	1
d②　バックアップイメージ　メディア		
e　スクリーンリーダー		
＜ソフトウエア（購入が不要なもの）＞		
f①　教育用ソフトウエア（ジャストスマイル/ジャンプ）		
f②　教育用ソフトウエア（職員室ﾊﾟｯｸまたはｼﾞｬｽﾄｵﾌｨｽｾｯﾄ）		
f③　教育用ソフトウエア（電子情報ボード用ソフト）		
g　校務支援ソフトウエア（ジャストスクール職員室パック）		
h　動画閲覧ソフトウエア	1	1
i　電子文書コミュニケーションソフトウエア	1	1
j　ユーティリティ・その他	1	1
3　システムクライアント移行		
＜生徒情報管理システム＞		
a　システムクライアント移行及び動作確認		

①教職員用コンピュータの数量等に関する仕様書
特別支援学校1校

１．品目・数量，学校名

学校名 品目	西特別 支援学校	合計
1　パソコン及び周辺機器		
＜ハードウエア＞		
a　ノート型パーソナルコンピュータ	1	1
＜ソフトウエア＞		
a　オペレーティングシステム	1	1
2　ソフトウエア		
＜ソフトウエア（購入が必要なもの）＞		
a　ビジネス統合ソフト（ライセンス）	1	1
b①　画像編集ソフト（ライセンス）	1	1
b②　画像編集ソフト（学校フリーライセンス）		
b③　画像編集ソフト（ディスクキット・マニュアル）	各1	1
c①　情報セキュリティソフト（ライセンス）	1	1
c②　情報セキュリティソフト（ディスクキット・マニュアル）	1	1
d①　Symantec Ghost Solution ライセンス	1	1
d②　バックアップイメージ　メディア		
e　スクリーンリーダー		
＜ソフトウエア（購入が不要なもの）＞		
f①　教育用ソフトウエア（ジャストスマイル/ジャンプ）	1	1
f②　教育用ソフトウエア（職員室ﾊﾟｯｸまたはｼﾞｬｽﾄｵﾌｨｽｾｯﾄ）	1	1
f③　教育用ソフトウエア（電子情報ボード用ソフト）	1	1
g　校務支援ソフトウエア（ジャストスクール職員室パック）		
h　動画閲覧ソフトウエア	1	1
i　電子文書コミュニケーションソフトウエア	1	1
j　ユーティリティ・その他	1	1
3　システムクライアント移行		
＜生徒情報管理システム＞		
a　システムクライアント移行及び動作確認		

①教職員用コンピュータ台数一覧

（単位：台）

学校名	既存機器台数	情報セキュリティソフト，画像編集ソフト 7-(2)-③-エ，オ		
		左記のうち更新対象	更新対象でない台数	管理者用コンピュータ更新
松浜小学校	29	29	0	あり
葛塚小学校	34	29	5	あり
葛塚東小学校	41	37	4	あり
木崎小学校	22	22	0	あり
大淵小学校	12	2	10	
両川小学校	13	11	2	あり
早通小学校	13	1	12	
亀田東小学校	43	2	41	
新津第三小学校	40	35	5	あり
新通小学校	48	1	47	
赤塚小学校	19	2	17	
五十嵐小学校	38	2	36	
西内野小学校	33	2	31	
大野小学校	26	1	25	
黒崎南小学校	13	13	0	あり
立仏小学校	20	1	19	
南浜中学校	13	13	0	あり
葛塚中学校	27	27	0	あり
木崎中学校	17	17	0	あり
大江山中学校	17	17	0	あり
曽野木中学校	23	1	22	
横越中学校	23	22	1	あり
小合中学校	12	2	10	
赤塚中学校	16	15	1	あり
内野中学校希望が丘分校	6	1	5	
市之瀬幼稚園	5	1	4	
西特別支援学校	61	1	60	
合計	664	307	357	

②教職員用コンピュータの数量等に関する仕様書
小学校　6校及び教育委員会

１．品目・数量，学校名

品目＼学校名	東山の下	浜浦	上所	小林	白根	味方	教育委員会	合計
1　パソコン及び周辺機器								
＜ハードウエア＞								
a　ノート型パーソナルコンピュータ	5	21	3	14	31	17	13	104
＜ソフトウエア＞								
a　オペレーティングシステム	5	21	3	14	31	17	13	104
2　ソフトウエア								
＜ソフトウエア（購入が必要なもの）＞								
a　ビジネス統合ソフト（ライセンス）	5	21	3	14	31	17	13	104
b①　画像編集ソフト（ライセンス）	5	21	3	14	31	17	13	104
b②　画像編集ソフト（学校フリーライセンス）								
b③　画像編集ソフト（ディスクキット・マニュアル）	各1	各1	各1	各1	各1	各1	各1	7
c①　情報セキュリティソフト（ライセンス）	5	21	3	14	31	17	13	104
c②　情報セキュリティソフト（ディスクキット・マニュアル）	1	1	1	1	1	1	1	7
d①　Symantec Ghost Solution ライセンス	5	21	3	14	31	17	13	104
d②　バックアップイメージ　メディア							4	4
e　スクリーンリーダー								
＜ソフトウエア（購入が不要なもの）＞								
f①　教育用ソフトウエア（ジャストスマイル/ジャンプ）	5	21	3	14	31	17		91
f②　教育用ソフトウエア（職員室ﾊﾟｯｸまたはｼﾞｬｽﾄｵﾌｨｽｾｯﾄ）	5	21	3	14	31	17		91
f③　教育用ソフトウエア（電子情報ボード用ソフト）	5	21	3	14	31	17		91
g　校務支援ソフトウエア（ジャストスクール職員室パック）								
h　動画閲覧ソフトウエア	5	21	3	14	31	17	13	104
i　電子文書コミュニケーションソフトウエア	5	21	3	14	31	17	13	104
j　ユーティリティ・その他	5	21	3	14	31	17	13	104
3　システムクライアント移行								
＜生徒情報管理システム＞								
a　システムクライアント移行及び動作確認								

②教職員用コンピュータの数量等に関する仕様書
中学校　9校

１．品目・数量，学校名

学校名 ／ 品目	大形	石山	下山	関屋	鳥屋野	白新	寄居	白根第一	味方	合計
1　パソコン及び周辺機器										
＜ハードウエア＞										
a　ノート型パーソナルコンピュータ	2	30	23	29	45	20	1	28	14	192
＜ソフトウエア＞										
a　オペレーティングシステム	2	30	23	29	45	20	1	28	14	192
2　ソフトウエア										
＜ソフトウエア（購入が必要なもの）＞										
a　ビジネス統合ソフト（ライセンス）	2	30	23	29	45	20	1	28	14	192
b①　画像編集ソフト（ライセンス）	2	30	23	29		20	1	28	14	147
b②　画像編集ソフト（学校フリーライセンス）					1					1
b③　画像編集ソフト（ディスクキット・マニュアル）	各1	各1	各1	各1	各1	各1	各1	各1	各1	9
c①　情報セキュリティソフト（ライセンス）	2	30	23	29	45	20	1	28	14	192
c②　情報セキュリティソフト（ディスクキット・マニュアル）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
d①　Symantec Ghost Solution ライセンス	2	30	23	29	45	20	1	28	14	192
d②　バックアップイメージ　メディア										
e　スクリーンリーダー										
＜ソフトウエア（購入が不要なもの）＞										
f①　教育用ソフトウエア（ジャストスマイル/ジャンプ）	2	30	23	29	45	20	1	28	14	192
f②　教育用ソフトウエア（職員室ﾊﾟｯｸまたはｼﾞｬｽﾄｵﾌｨｽｾｯﾄ）	2	30	23	29	45	20	1	28	14	192
f③　教育用ソフトウエア（電子情報ボード用ソフト）	2	30	23	29	45	20	1	28	14	192
g　校務支援ソフトウエア（ジャストスクール職員室パック）										
h　動画閲覧ソフトウエア	2	30	23	29	45	20	1	28	14	192
i　電子文書コミュニケーションソフトウエア	2	30	23	29	45	20	1	28	14	192
j　ユーティリティ・その他	2	30	23	29	45	20	1	28	14	192
3　システムクライアント移行										
＜生徒情報管理システム＞										
a　システムクライアント移行及び動作確認										

②教職員用コンピュータの数量等に関する仕様書
中等教育学校1校・高等学校1校

１．品目・数量，学校名

品目　　学校名	高志中等教育学校	合計	万代高等学校	合計
1　パソコン及び周辺機器				
＜ハードウエア＞				
a　ノート型パーソナルコンピュータ	16	16	1	1
＜ソフトウエア＞				
a　オペレーティングシステム	16	16	1	1
2　ソフトウエア				
＜ソフトウエア（購入が必要なもの）＞				
a　ビジネス統合ソフト（ライセンス）	16	16	1	1
b①　画像編集ソフト（ライセンス）	16	16	1	1
b②　画像編集ソフト（学校フリーライセンス）				
b③　画像編集ソフト（ディスクキット・マニュアル）	各1	1	各1	1
c①　情報セキュリティソフト（ライセンス）	16	16	1	1
c②　情報セキュリティソフト（ディスクキット・マニュアル）	1	1	1	1
d①　Symantec Ghost Solution ライセンス	16	16	1	1
d②　バックアップイメージ　メディア				
e　スクリーンリーダー				
＜ソフトウエア（購入が不要なもの）＞				
f①　教育用ソフトウエア（ジャストスマイル/ジャンプ）	16	16		
f②　教育用ソフトウエア（職員室ﾊﾟｯｸまたはｼﾞｬｽﾄｵﾌｨｽｾｯﾄ）	16	16		
f③　教育用ソフトウエア（電子情報ボード用ソフト）	16	16		
g　校務支援ソフトウエア（ジャストスクール職員室パック）			1	1
h　動画閲覧ソフトウエア	16	16	1	1
i　電子文書コミュニケーションソフトウエア	16	16	1	1
j　ユーティリティ・その他	16	16	1	1
3　システムクライアント移行				
＜生徒情報管理システム＞				
a　システムクライアント移行及び動作確認			1	1

②教職員用コンピュータ台数一覧

（単位：台）

学校名	既存機器台数	情報セキュリティソフト，画像編集ソフト 7-(2)-③-エ，オ		
		左記のうち更新対象	更新対象でない台数	管理者用コンピュータ更新
東山の下小学校	50	5	45	
浜浦小学校	23	21	2	あり
上所小学校	39	3	36	
小林小学校	14	14	0	あり
白根小学校	31	31	0	あり
味方小学校	17	17	0	あり
大形中学校	31	2	29	
石山中学校	30	30	0	あり
下山中学校	23	23	0	あり
関屋中学校	29	29	0	あり
鳥屋野中学校	53	45	8	あり
白新中学校	25	20	5	あり
寄居中学校	22	1	21	
白根第一中学校	28	28	0	あり
味方中学校	14	14	0	あり
高志中等教育学校	53	16	37	あり
万代高等学校	60	1	59	
合計	542	300	242	

賃　貸　借　契　約　書（案）

新潟市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　（以下「乙」という。）は教職員用コンピュータ等（以下「機器等」という。）の賃貸借について，次の条項により契約を締結する。

1	件名	教職員用コンピュータ等賃貸借（〇区・〇区）
2	契約期間	平成３０年９月１日から　平成３５年８月３１日まで
3	数量及び設置場所	別紙仕様書のとおり
4	契約金額	

賃貸借料	月額	金	円
消費税及び地方消費税額	月額	金	円
小 計	月額	金	円
内訳　小学校分	月額	金	円
中学校分	月額	金	円
特別支援学校分	月額	金	円

なお、契約総額については別表のとおり

5	契約保証金	金　　　　　　　　円納付又は　免除　又は　〇〇〇〇の保証
6	特約条項	別紙のとおり

この契約を証するため，本書を２通作成し，甲乙両者が記名押印の上，各自１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１
新潟市
代表者　　新潟市長　篠田　昭

乙

(別表)

賃貸借料の内訳

期　　　　間	月数	賃貸借料(税込)	うち消費税等
平成30年 9月1日 ～ 平成31年 3月31日	7	円	円
平成31年 4月1日 ～ 平成32年 3月31日	12	円	円
平成32年 4月1日 ～ 平成33年 3月31日	12	円	円
平成33年 4月1日 ～ 平成34年 3月31日	12	円	円
平成34年 4月1日 ～ 平成35年 3月31日	12	円	円
平成35年 4月1日 ～ 平成35年 8月31日	5	円	円
契約総額	60	円	円

賃貸借契約条項

（賃貸借料）
第１条　機器の賃貸借料について，月の中途において機器の引渡日が定まった場合及び契約の全部又は一部を解除し，若しくは乙の責めに帰すべき事由又は第１４条による天災，火災，盗難，その他両者の責めに帰すことのできない事由により，甲が機器を使用できなかったときは，甲が乙に支払うべきその月分の賃借料は，その月の暦日数に基づく日割計算によって算定した額とする。

（賃貸借料の請求及び支払い）
第２条　乙は，賃貸料の当月分を翌月以降に，甲に対して請求することができる。
２　前項の請求は，甲が当月分の給付について行う検査に合格したのちでなければすることができない。
３　甲は，前２項の定めによる請求があったときは，請求を受けた日から３０日以内に賃借料を乙に支払わなければならない。
４　乙は，甲の責めに帰すべき事由により，前項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは，当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

（公租公課）
第３条　この機器に係る公租公課は，乙の負担とする。

（契約保証金）
第４条　契約保証金には利息は付さない。
２　契約保証金の納付があったときは，甲は乙に保管証書を交付する。
３　甲は，乙がこの契約に定める義務を履行したときは契約保証金を乙に還付する。
４　乙は，契約保証金の還付を受けたときは保管証書を甲に返還する。
５　乙がこの契約に定める義務を履行しないときは，契約保証金は甲に帰属する。

または
第４条　新潟市契約規則（昭和５９年新潟市規則第２４号）第３４条第３号により契約保証金を免除とする。

（権利義務の譲渡の禁止）
第５条　乙は，この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，若しくは承継させ，又は担保に供してはならない。

（再委託の禁止）
第６条　乙は，業務を第三者に再委託してはならない。ただし，あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

（検査及び引渡し）
第７条　乙は，契約期間の始期までに甲の指定した場所に機器を設置し，設置学校（以下「丙」という。）が使用できる状態に調整したのち，甲の指定する検査員の検査を受け，引き渡すものとする。
２　前項の検査の結果，甲が合格と認めないときは，乙は甲の指定する期間内に機器の取替え又は補修をしなければならない。
３　第１項の検査に要する費用は乙の負担とする。
４　機器の引渡しは，引渡場所において第１項の検査に合格したときをもって完了する。

（納入，設置費用の負担）

第８条　この契約に基づく機器の納入，設置及びその他この契約を履行するために要するすべての費用は，乙の負担とする。
２　乙は，機器に乙の所有に属する旨の表示をするものとする。

（延滞違約金）
第９条　乙はその責めに帰すべき事由によって，この契約に定める期日にこの契約の目的物を甲の使用に供しないときは，延滞１日につき契約金額の１，０００分の１に相当する額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。

（機器の使用管理）
第１０条　丙は，機器を善良な管理者の注意をもって使用管理しなければならない。

（瑕疵担保責任）
第１１条　乙は，契約期間中における機器の隠れた瑕疵について，担保の責任を負わなければならない。

（立入権及び秘密保持）
第１２条　乙は，その従業員を機器の納入，設置，調整修理等のために機器の設置場所に立ち入らせることができる。
２　乙及び業務の実施に従事する者又は従事していた者は，本業務の実施上知り得た情報を第三者に開示及び漏洩してはならない。また，本業務の目的外に使用し，又は，第三者へ提供してはならない。本契約の終了後も同様とする。

（機器の移転）
第１３条　甲は，機器等の設置場所を変更することができる。
２　甲は，設置場所を変更した場合には，変更後速やかに乙に書面で通知する。
３　移転に要する費用は，甲の負担とする。

（機器の損傷等）
第１４条　天災，火災，盗難，その他両者の責めに帰すことのできない事由により機器が滅失，損傷した場合の費用の負担については，甲乙協議の上詳細を決定する。

（損害保険）
第１５条　乙は，契約期間中の機器について，乙の名義で乙を被保険者とする乙所定の機器に対する損害保険を付保するものとし，その費用は乙の負担とする。
２　保険事故が発生したときは，甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに，保険金受領に関し，必要な一切の書類を乙に交付する。
３　乙は，前項の保険金を次の用途に使用するものとする。
（１）　機器を完全な状態に復元又は修理すること。
（２）　機器と同様な状態又は性能の同等物件と取り替えること。

（契約の変更）
第１６条　甲は，必要と認めるときは，仕様書等の変更の内容を乙に通知して，仕様書等の内容を変更し，又は契約の履行を中止させることができる。
２ 前項の場合において，契約金額，履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは，甲乙協議の上，文書をもって定めるものとする。

（一般的損害）
第１７条　この契約の履行に関して契約期間中に生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については，乙がその費用を負担するものとする。ただし，その損害（保険等によりてん補された部分を除く。）のうち，甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては，甲が負担する。

２　前項の場合，第三者との間に紛争を生じた場合においては，甲乙協力してその処理，解決に当たるものとする。

（甲の解除権）

第１８条　甲は，乙が次の各号のいずれかに該当する場合は，この契約を解除することができる。

（１）　契約の締結又は履行について，不正があった場合

（２）　履行期限までに契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められる場合

（３）　正当な事由がないのに定められた期日までに契約の履行に着手しない場合

（４）　契約の相手方又はその代理人，支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み，妨げ，又は忌避した場合

（５）　一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合

（６）　乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合

（７）　役員等（乙が個人である場合はその者を，乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合

（８）　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合

（９）　役員等が自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合

（１０）　役員等が，暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し，又は関与していると認められる場合

（１１）　乙がこの契約に係る下請契約，資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり，その相手方が第７号から前号までのいずれかに該当することを知りながら，その相手方と契約を締結したと認められる場合

（１２）　乙がこの契約に関して第７号から第１０号までのいずれかに該当する者を，下請契約，資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって，甲が乙に対して当該契約の解除を求め，乙がこれに従わなかったとき。

（１３）　前各号に掲げる場合のほか，この契約に違反し，その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合

２　甲は，前項の規定によるほか，必要があるときは，契約を解除することができる。

３　乙は，第１項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は，甲に対してその損失の補償を求めることができない。

（長期継続契約における契約の変更又は解除）

第１８条の２　甲は，契約期間中であっても，この契約を締結した翌年度以降において，この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は，この契約を変更又は解除することができる。

（談合その他不正行為による解除）

第１９条　甲は，乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は，この契約を解除することができる。

（１）　公正取引委員会が，乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条第１項に規定する排除措置命令，独占禁止法第６２条第１項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第７７条第１項の規定により当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。）

（２）　乙が独占禁止法第７７条第１項の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し，当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合

（３）　乙（乙が法人の場合にあっては，その役員又は使用人）について刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定した場合

２　乙は，前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は，甲に対してその損失の補償を求めることができない。

（解除に伴う措置）
第２０条　甲が第１８条第１項及び第１９条第１項の規定により契約を解除した場合，乙は，契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。なお，この委託業務が完了した後も同様とする。
２　前項の場合において，本契約の締結にあたり契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは，甲は，当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
３　第１項の規定は，甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において，その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

（賠償額の予定）
第２１条 乙は，この契約に関して第１９条第１項各号のいずれかに該当するときは，業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず，契約金額の１０分の２に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，賠償金の支払を免除する。なお，この業務が完了した後も同様とする。
（1）　第１９条第１項第１号及び第２号に掲げる場合において，処分の対象となる行為が，独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和５７年6月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
（2）　第１９条第１項第３号に掲げる場合において，刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。
２　前項の規定は，甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において，その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。
３ 前２項の場合において，乙が共同企業体，コンソーシアム等であり，既に解散されているときは，甲は，乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において，乙の代表者であった者及び構成員であった者は，共同連帯して前２項の額を甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）
第２２条　乙は，甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは，甲に当該契約の変更若しくは解除又は当該契約の履行の中止の申出をすることができる。
２　甲は，前項の規定による申出があったときは，契約を変更し，若しくは解除し，又は契約の履行を中止することができる。
３　乙は，甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは，甲に損害賠償の請求をすることができる。

（機器の撤去）
第２３条　乙は契約期間が満了し，又はこの契約が解除されたときは，すみやかに機器を撤去しなければならない。
２　機器の撤去に要する費用については，乙の負担とする。

（危険負担）
第２４条　業務を開始する前に生じた損害は，甲の責めに帰すべき事由による場合を除き，乙の負担とする。

（乙の責務）
第２５条　乙は，丙に対して機器の利用技術を指導するものとし，甲及び丙が目的とする対象業務が合理的・効果的に処理され甲及び丙の業績向上が図られるよう支援に努めなければならない。

（費用の負担）
第２６条 本契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

（暴力団等からの不当介入等に対する措置）
第２７条　乙は，この契約の履行に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは，直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。
２　甲は，乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは，甲乙協議の上，履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

（法令の遵守）
第２８条　この契約の執行にあたり，甲乙は，新潟市契約規則及び労働基準法，労働関係調整法，最低賃金法その他関係法令を遵守するものとする。なお，乙は，関係監督機関から処分，指導等があった場合は，速やかに書面で甲に報告しなければならない。

（合意管轄裁判所）
第２９条　この契約に係る訴訟については，甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）
第３０条　この契約に関し疑義が生じたときは，甲乙協議の上，決定するものとする。

教職員用コンピュータ等賃貸借　納入機器仕様書（○○区・○○区）

品名		型番	ﾒｰｶｰ名	規格・品質	《学校名》	計 （数量）
パソコン及び周辺機器						
ソフトウエア						
システムクライアント移行						

設置場所

学校名	所在地